

古民家等の歴史建築物の活用のための消防用設備等の基準の適用除外事例の情報共有

(平成26年4月1日 消防庁予防課長通知 消防予第114号)

特例措置前

○古民家等の歴史建築物を宿泊施設やレストラン等として有効活用したいとのニーズの高まりがある中、消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行う必要がある。

○消防用設備等の基準の適用除外については、消防機関が、個別に防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して運用している。

(法令の根拠)

消防法施行令(昭和36年政令第37号) 抄

第2章 消防用設備等

第3節 設置及び維持の技術上の基準

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

ニーズ

○消防用設備等の基準の適用除外について、消防機関の個別の判断によるため条件が曖昧であり、基準を明確化してほしい。

特例措置

○関連する全国の事例を消防庁と消防機関が情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築し、適用除外の事例を明確化する。

○古民家等を宿泊施設やレストラン等として活用する場合の消防法設備等の基準や適用除外の考え方等を記載したリーフレットを作成して消防機関等に配布するとともに、消防庁ホームページで周知する。

効果

○消防用設備等の基準の適用除外に該当するかの判断が円滑になる。